

正しく相続登記をしておかないと 様々な問題が発生します!

相続登記
義務化

過料が
発生する

すぐに売却
できない

すぐに活用
できない

2024年4月から開始!“相続登記の義務化”を守らないと、実はこんなに危険!

相続を知った日から
3年以内の登記が
必要になりました

2024年4月以前に相続した
不動産も義務化の対象です

正当な理由なく
登記しなかったら
どうなるの?

罰則として10万円以下の
過料が発生します

こんな方は特にお気を付けください!

- ☑ 相続登記の義務化について知らなかった
- ☑ 過去に不動産を相続したが手続きした覚えがない
- ☑ 祖父母や親から先祖代々の土地があるという話を聞いたことがある
- ☑ 親族関係が複雑で相続登記をどう進めたら良いか悩んでいる

しかも! 登記をしていないといざというときに
簡単に活用・売却ができなくなることも!?

相続登記を正しくしないで放置していた場合は、権利関係が複雑になることが予想され、今後活用したり、売却したいという事情が発生しても、すぐに実行に移すことができなくなる場合があります。

相続登記に関するご相談は
KEIAIにお任せください!

税理士・弁護士・ファイナンシャルプランナー等、不動産や相続に関わる
あらゆる専門家と連携し無料であなたのお悩みを解決いたします!

不動産が遠方の場合でも全く問題ありません!

KEIAIは全国190店舗以上に展開する不動産グループ各店と連携し
遠方の不動産でも対応いたします!

KEIAI

合同会社YMOエステート 幸手さくら 不動産センター

〒340-0114 埼玉県幸手市東2-15-19 サンさくら102号室
FAX:0480-48-5406 Mail:keiai.satte@gmail.com

免許番号/埼玉県知事(1)第25128号 所属団体/(公社)埼玉県宅地建物取引業協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

お気軽にお問い合わせください

0480-48-5405

営業時間/9:00~18:00 定休日/水曜日・日曜日・祝日
<https://www.ymo-satte.com/>



空き家で困っていませんか? 放置していると大きな問題になる!?

管理が不十分と認定され勧告を受けた場合
空き家の固定資産税は

最大6倍に引き上げられます!



特例空き家に認定された後の流れ

特例空き家等に認定

助言・指導

勧告

※翌年から税金が引き上げ

命令

※従わないと50万円以下の過料

行政代執行

令和5年度の特例空き家等に対する措置
(対象:1,741市区町村)

助言指導

4,246件

勧告

534件

※参考:国土交通省「空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について」

さらに

管理不十分が原因で事故が起きた場合は
所有者に損害賠償責任が発生します



事故によっては
億単位の損害賠償
が発生する
リスクもあります

不法投棄

動物が
棲みつく

倒壊・破損

雑草の繁茂

放火の危険

不審者や
犯罪の危険

管理が難しい不動産は売却も一つの手です。

大きな問題になる前にお早めにKEIAIにぜひご相談ください。

「不動産が遠方の場合でもご安心ください!」

KEIAIは全国190店舗以上に展開するグループ各店と連携し、遠方の不動産も対応いたします!

KEIAI

合同会社YMOエステート 幸手さくら 不動産センター

〒340-0114 埼玉県幸手市東2-15-19 サンさくら102号室

FAX:0480-48-5406 Mail:keiai.satte@gmail.com

免許番号/埼玉県知事(1)第25128号 所属団体/(公社)埼玉県宅地建物取引業協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

お気軽にお問い合わせください

0480-48-5405

営業時間/9:00~18:00 定休日/水曜日・日曜日・祝日
https://www.ymo-satte.com/

